

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地の公用廃止
 - ひな白痢検査の実施
 - 牛の結核病等予防注射の実施
 - 医療機関の指定
 - 児童福祉施設保育所措置費の保育単価の告示廃止
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第三百四十六号

次の土地は、昭和三十七年六月十九日から公用を廃止した。

昭和三十七年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面積(坪)

八頭郡智頭町大字智頭字五 不認定道路 七坪
駄背六八六番地二地先 用水路敷 一坪六合二勺

鳥取県告示第三百四十七号

次の土地は、昭和三十七年六月十九日から公用を廃止した。

昭和三十七年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面積(坪)

鳥取市田島字大森前 道路敷 一〇六坪九
西品治字下狭間 水路敷 一七一坪七

鳥取県告示第三百四十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年六月十九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防のため
二 実施の区域及び場所 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり
五 注射、検査及び駆除の方法
ひな白痢急速診断法

実施期日	実 施 区 域	実施場所
七月 九日	気高郡青谷町吉川	後藤 勲
〃 〃 〃	〃 〃 〃 亀尻	後藤 昌弘
〃 〃 〃	〃 〃 〃 鹿野町寺内	原田 節
〃 〃 〃	〃 〃 〃 今町	黒田 金蔵
〃 〃 〃	〃 〃 〃 気高町山宮	山本 吉夫
〃 〃 〃	〃 〃 〃 高口	幸山 茂
〃 〃 〃	〃 〃 〃 鹿野町小別所	池原 順三
〃 〃 〃	〃 〃 〃	石原 春一

八月 一日	〃 〃 〃	寺内	田中請五郎
〃 二日	〃 〃 〃	〃 〃	田中 完一
〃 三日	〃 〃 〃	気高町下石	山口 善儀
〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃	角田 清
〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃	中瀬 久平
〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃	中瀬 豊光

鳥取県告示第三百四十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病並びに牛の流行性感胃予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に對して、検査及び注射を受けることを命ずる。

昭和三十七年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病並びに流行性感胃の予防のため。

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病並びにブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月、分べん前一月、分べん後十日以内のものを除く。

流行性感胃予防注射

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内

のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査 ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際

法

流行性感胃予防注射 北研予防液、家畜試予防液皮下注射

別表 結核病、ブルセラ病検査

第 一 回 実 施 日	第 二 回 実 施 日	実 施 区 域	実 施 場 所
七月 十六日	七月 十九日	気高郡気高町宝木地区	
〃 十七日	〃 二十日	〃 〃 〃	
〃 十八日	〃 二十一日	〃 〃 〃 逢坂地区	
〃 二十三日	〃 二十六日	〃 〃 〃	
〃 二十四日	〃 二十七日	〃 〃 〃 鹿野町勝谷地区	
〃 二十五日	〃 二十八日	〃 〃 〃	

		気高郡気高町奥沢見	
		〃 〃 〃	上光、常松
		〃 〃 〃	那家
		〃 〃 〃	下石、山宮
		〃 〃 〃	鹿野町官方
		〃 〃 〃	岡木

流行性感胃予防注射（北研毒分）

第一回	第二期	実施区域	実施場所
七月十六日	七月十九日	気高郡気高町宝木地区	気高郡気高町奥沢見
〃 十七日	〃 二十日	〃 〃 〃	〃 〃 〃 上光、常松
〃 十八日	〃 二十一日	〃 〃 〃 逢坂地区	〃 〃 〃 郡家
〃 二十三日	〃 二十六日	〃 〃 〃	〃 〃 〃 下石、山宮
〃 二十四日	〃 二十七日	〃 〃 〃 鹿野町勝谷地区	〃 〃 〃 鹿野町宮方
〃 二十五日	〃 二十八日	〃 〃 〃	〃 〃 〃 岡木

(家衛試毒分)

実施期日	実施区域	実施場所
七月十九日	気高郡青谷町勝部地区 中郷地区 青谷地区	気高郡青谷町楠根検診場 川積 青谷
〃 二十日	〃 〃 〃 日置谷地区	〃 〃 〃 日置
〃 二十一日	〃 〃 〃 鹿野町鹿野地区 勝谷地区	〃 〃 〃 鹿野町鹿野 勝谷
〃 二十六日	〃 〃 〃 気高町宝木地区 浜村地区	〃 〃 〃 気高町宝木 浜村家畜保健衛生所
〃 二十七日	〃 〃 〃 鹿野町小鷺河地区	〃 〃 〃 鹿野町小鷺河検診場
〃 二十八日	〃 〃 〃 気高町逢坂地区 瑞穂地区	〃 〃 〃 気高町逢坂 瑞穂

鳥取県告示第三百五十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十七年六月十九日	鳥取県知事 石 破 二 朗
指定年月日	名 称 所 在 地 管轄保健所
昭和三十七年六月一日	森下 医院 八頭郡河原町大 郡家保健所 字河原

鳥取県告示第三百五十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十七年六月十九日	鳥取県知事 石 破 二 朗
指定年月日	名 称 所 在 地 管轄保健所
昭和三十七年六月一日	永楽 山本内科 鳥取市吉方二九 鳥取保健所 七の一

鳥取県告示第三百五十二号

昭和三十六年十二月鳥取県告示第七百四十四号（児童福祉施設保育手措置費の保育単価）は、昭和三十七年三月三十一日限り廃止する。

昭和三十七年六月十九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年六月十九日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

一日時 昭和三十七年六月二十一日 午後一時

二 場所 鳥取市 鳥取県教育委員会会議室

三 議題

1 鳥取県産業教育審議会委員の任命又は委嘱について

て

2 鳥取県社会教育委員の任命又は委嘱について